

# 税制改正大綱発表! 20年の積立NISA創設!!

～現行NISA vs 積立NISA vs ジュニアNISA、  
積立NISAの理解、現行NISAの「2018年/2019年問題」が改善～

商品企画部 松尾 健治  
窪田 真美

※三菱UFJ国際投信がお届けする、日本版ISAに関する情報を発信するコラムです。

## 税制改正大綱発表! 20年の積立NISA創設!!

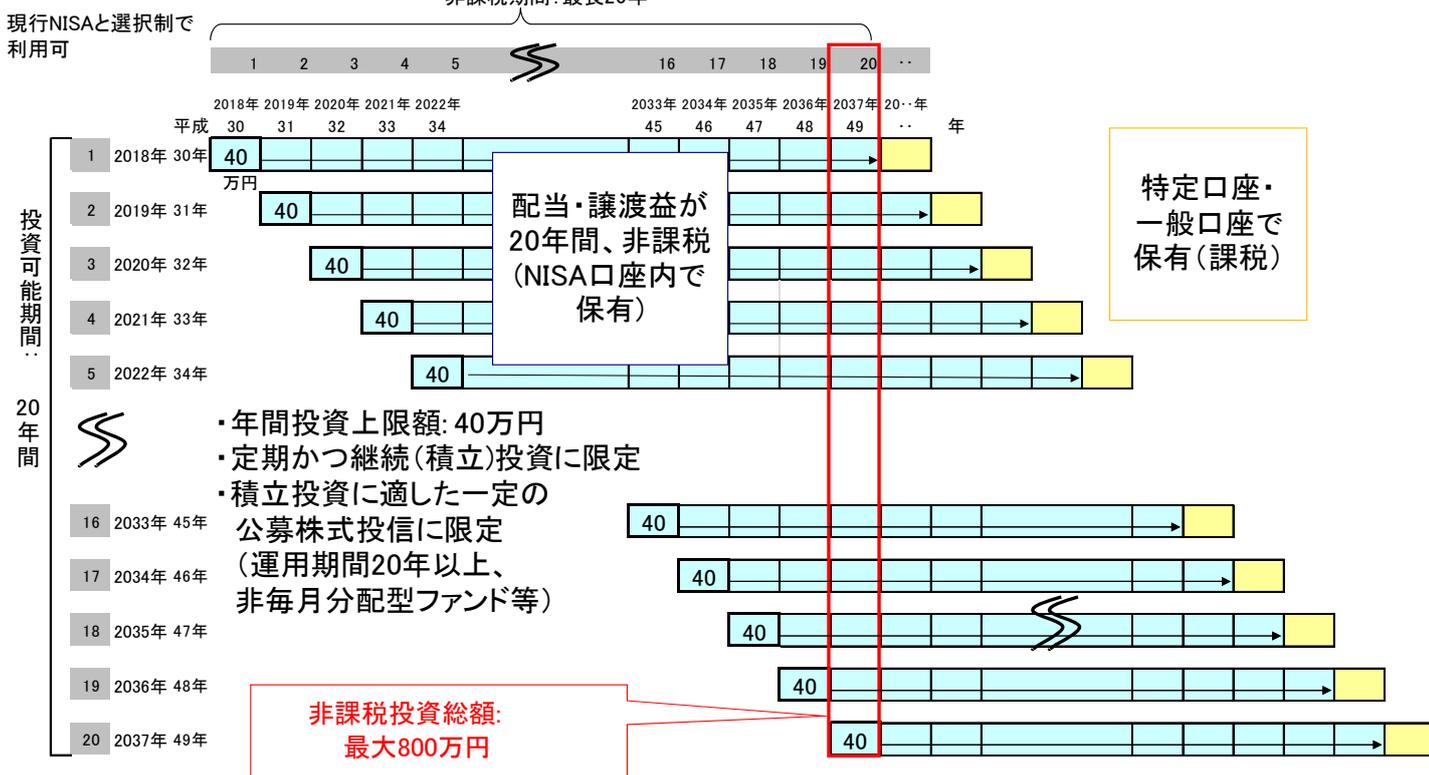
2016年12月8日(木)午後4時前後、平成29年度(2017年度)与党税制改正大綱が公表された(URLは後述[参考ホームページ]①参照)。与党税制改正大綱の内容に沿って政府が税制改正法案を作り、翌年1月に通常国会に提出されて3月までの成立が目指される。

この与党税制改正大綱の中でNISAについて、①非課税期間が20年、投資上限が年40万円の「積立NISA」を創設(2018年1月開始)、②現行NISAで5年の非課税期間終了時に次の非課税期間にロールオーバーできる投資商品の金額制限(時価120万円まで)を撤廃すること等が盛り込まれた。また、将来への検討課題として、③複数の制度が併存するNISAを一本化することが盛り込まれた。

上記①はNISA口座を開設していない人や開設したものの実際に投資をしていない人、主に若年層に深く関わるもので、②は既にNISAを利用して投資している人に深く関わるものである。③は①と②、そして2016年1月から始まったジュニアNISAに口座を開設している人(開設しようとしている人)全般に関わる事である。

今回は平成29年度(2017年度)の与党税制改正大綱をしっかり理解する。

### 【積立NISAのイメージ】



(出所: 2016年12月8日発表の2017年度与党税制改正大綱より三菱UFJ国際投信商品企画部が作成)

今回、与党税制改正大綱で創設が決まった「積立 NISA」は金融庁が 2016 年 8 月 31 日公表の金融庁・税制改正要望「少額からの積立・分散投資の促進のための NISA の改善」で盛り込んだものである(URL は後述[参考ホームページ]②参照)。20 年の積立 NISA 創設は、紆余曲折を経て金融庁の強い推奨もあり、税制大綱をとりまとめる直前で創設が決まった(後述※1 参照)。下記は金融庁が 8 月に要望した内容で、そこに筆者が税制改正大綱でどのように決まったか、補足で説明している。

## 金融庁平成29年度(2017年度)税制改正要望(2016年8月31日)

尚、下記において、(赤い)取り消し線及び矢印、★以降のコメントは金融庁でなく三菱UFJ国際投信商品企画部による補足説明。

### ◆少額からの積立・分散投資の促進のためのNISAの改善

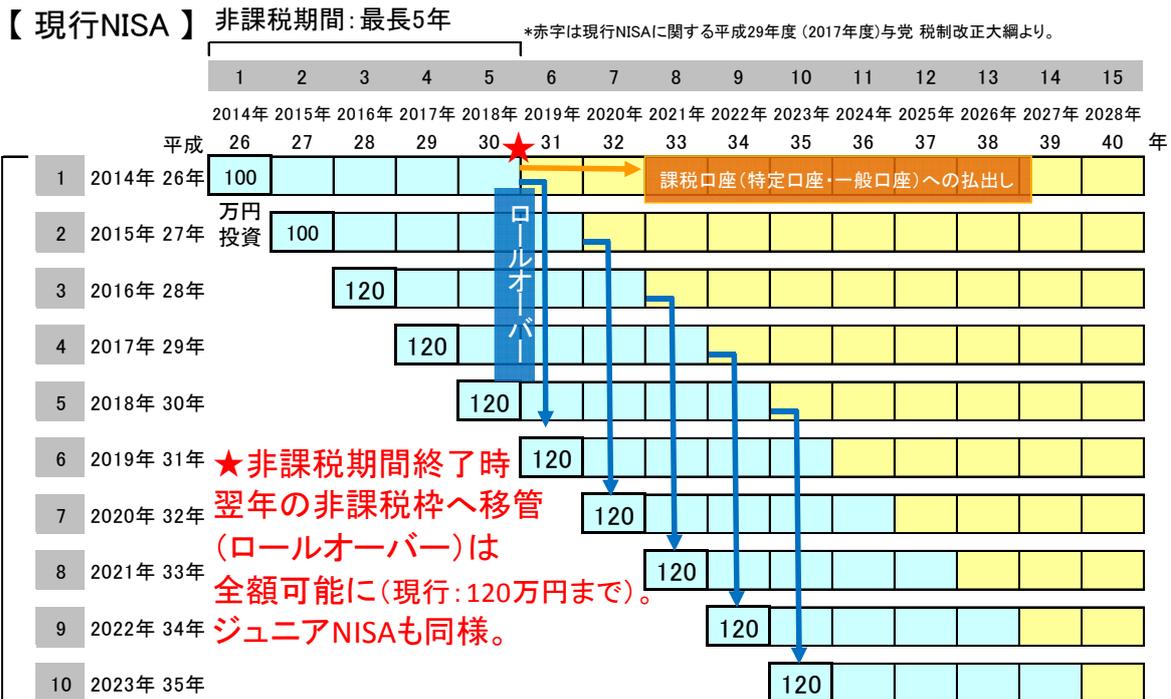
★現行NISAは年間投資上限額:120万円、非課税期間:5年間

**【要望事項】**

- 「積立NISA」の創設(現行NISAと選択制)
  - ・年間投資上限額:~~60万円~~、非課税期間:~~20年間~~ → ★年間投資上限額は40万円に。
  - ※長期・分散投資のメリットを十分得られるよう、現行NISAよりも年間投資上限額を小さくする一方、非課税投資期間をより長期とする
  - ・長期・分散投資に適した一定の投資商品に限定 → ★適合商品は、信託期間20年以上で非毎月分配型の公募等株式投資信託(上場株式、単一資産に投資する投信は不可)。
  - ・定期・定額での投資(積立投資)に限定
  - ・恒久措置として導入 → ★20年間(2018年~2037年)。
- 非課税期間(現行:5年間)終了時の対応 → ★非課税期間終了時にロールオーバーできる投資商品の金額制限(時価120万円まで)撤廃。
- 投資可能期間(現行:平成35年まで)の恒久化 → ★NISAは、将来的に、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討。

平成29年度(2017年度)与党税制改正大綱にあったもの。

(出所: 金融庁税制改正要望及び与党税制改正大綱より三菱UFJ国際投信商品企画部作成)



### <少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する>

(出所: 金融庁、2016年12月8日発表の2017年度与党税制改正大綱等より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

## 現行 NISA vs 積立 NISA vs ジュニア NISA

積立 NISA は現行の NISA(非課税期間 5 年、投資上限年 120 万円)と同様、20 歳以上が対象だが、非課税期間は 4 倍、投資上限は 3 分の 1 に、より長期で積み立て投資を行うものとなる(\*利用は現行 NISA との選択制)。

下記テーブルは現行 NISA と積立 NISA とジュニア NISA を比較したものである。赤い実線枠のある中央部分が今回創設が決まった積立 NISA である。このテーブルで、前々頁及び前頁のグラフで縦軸になっている「投資可能期間」、前々頁及び前頁のグラフで横軸になっている「非課税期間」をしっかりと理解し、比較、検討してほしい。

### 日本のNISA(少額投資非課税制度)

\*赤枠内と赤字は現行NISAに関する平成29年度(2017年度)与党 税制改正大綱より作成。 当社商品企画部の解釈なので今後変わらう。

2016年12月8日

項目	現行NISA	積立NISA	ジュニアNISA
制度を利用可能な者	20歳以上の居住者等	20歳以上の居住者等	<b>20歳未満の日本居住者など(名義者)</b> *1月1日において20歳未満およびその年に出生した者。 *祖父母や両親等(親権者等)が孫や子どもの代理で運用。
非課税対象	上場株式等・公募株式投信の配当・譲渡益 *拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税、受取時非課税	長期の積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託(信託期間20年以上、非毎月分配型ファンド等)の配当・譲渡益 *拠出時課税(所得控除なし)、運用時非課税、受取時非課税	上場株式・公募株式投信等の配当等・譲渡益
非課税投資枠	新規投資額で <b>年120万円</b> (2015年分まで年100万円) ロールオーバーも可能 *累積非課税投資額600万円(2015年まで500万円) <b>非課税期間終了時点で利益が出ていて翌年の非課税枠に移す場合は全額移管可(現行120万円まで)</b>	新規投資額で <b>年40万円</b> *定期・定額投資に限定 *累積非課税投資額800万円	新規投資額で <b>年80万円</b> *累積非課税投資額上限400万円。
投資可能期間	10年間(2014年～2023年) ⇒ <b>少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討。</b>	20年間( <b>2018年～2037年</b> )	<b>8年間(2016年～2023年)</b> *口座開設申込は2016年1月1日から、投資は同年4月1日から(2017年以降はいずれも1月1日から)。
非課税期間	投資した年から <b>最長5年間</b>	投資した年から <b>最長20年間</b>	投資した年から <b>最長5年間</b> *子どもの年齢により、非課税管理勘定または継続管理勘定に <b>全額</b> 移管して長期も可(1月1日において20歳である年の前年12月31日まで)。 *20歳でむかえた1月1日以後は(成人)NISAへ <b>全額</b> 移管可。
途中売却	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドのスイッチング不可。	自由 *口座からの引き出しで再利用不可、口座内売却で再利用不可、未使用分は翌年以降に繰り越すことが不可、分配金再投資は新規投資と見なされる、ファンドのスイッチング不可。	<b>原則、18歳になるまで引き出し不可</b> *3月31日において18歳である年の前年12月31日まで。 *途中で引き出す場合は過去の利益に対して課税。 *災害等やむを得ない場合などの例外あり。
損益通算	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可	特定口座等で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	一人一口座(現行NISAとの選択制で併用不可) 毎年金融機関の変更可(2015年1月から)	一人一口座、現行NISAとの選択制(併用不可)	一人一口座、金融機関の変更不可
導入時期	2014年1月(20%本則税率化にあわせて導入)	2018年1月予定	2016年1月1日からの申込で同年4月1日から
加入者数	1012万人/20歳以上人口の9.6%(2016年3月末時点)	—	78,168人/0歳から19歳人口約2210万人の約0.35%(2016年3月末時点)。

(出所: 金融庁、自民党HP等より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)

※1: 20年の積立NISA創設の紆余曲折…積立NISAの創設は、当初、金融庁が、非課税期間20年、年間投資上限60万円と要望していた(2016年8月31日付公表の平成29年度税制改正要望)。しかし非課税期間が20年になると、非課税投資総額が1200万円(120万円×10年間)となり、「財務省や与党の税制調査会には『10年より長い政策減税はない』といった慎重論があった。」(2016年12月7日付日本経済新聞)や「金持ち優遇」などの批判もおこった。さらに、2016年1月にジュニアNISAが始まったばかりでまた新しい制度となると投資家が混乱することも懸念された。そこで「政府・与党はいったん17年度税制改正での創設を見送る方向で調整に入ったが、その後の議論で積立NISAの非課税期間を10年に縮め、利用総枠を現行制度と同規模の600万円にとどめる案が浮上。」(2016年12月2日付時事通信～URLは後述[参考ホームページ]③参照)となり、財務省案の「非課税期間10年、年間投資上限60万円」で与党税制調査会の調整が12月初旬まで進んでいた。これに対し、金融庁は非課税期間20年を強く推奨、「金融庁の森信親長官が6日の自民党の税調幹部の非公式会合で20年の長期投資の方がより高い投資収益率が得られるといった利点を説明し、与党が認める方向になった。」(2016年12月7日付日本経済新聞～URLは後述[参考ホームページ])と大綱発表直前に20年の非課税期間で決まった。なお、積立NISAの投資可能期間について、金融庁は当初、恒久化(制限なし)を要望していたが、「**税収減を懸念する財務省は認めない方針**」(2016年12月6日付毎日新聞～URLは後述[参考ホームページ]④参照)で2018年～2037年の20年間となった。金融庁の2017年度税制改正要望について2016年9月5日付日本版ISAの道その155及び2016年10月3日付日本版ISAの道その158も参照の事(URLは後述[参考ホームページ]⑤参照)。

## **積立NISAは、①積立限定(現行・ジュニアは一括も積立も可)、②投資可能期間2037年まで(現行・ジュニアは恒久化しないと2023年まで)、③非課税期間20年、④非課税投資総額800万円(現行600万円、ジュニアNISA400万円)**

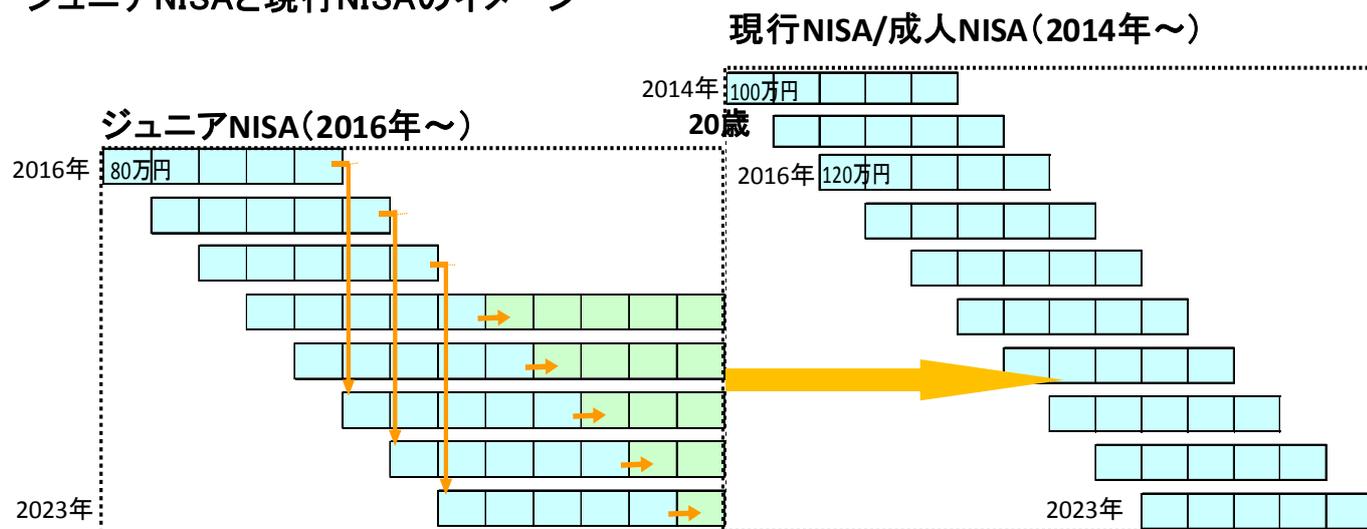
2018年から新設される積立NISAだが、年間40万円までの投資で得た利益が20年間非課税となる。ただし金融庁の税制改正要望で「定期・定額での投資(積立投資)に限定」とされた通り、「**金融商品取引業者等と締結した公募等株式投資信託の受益権の定期かつ継続的な方法による買付け及びその管理に関する契約**」となる。年40万円だが、金融庁によると、平成27年12月末時点で「**NISAを利用した毎月の積立設定金額は平均2.9万円**」と言う事から平均的な額になったと言う事と思われる(2016年10月21日付金融庁公表の「NISA制度の効果検証結果」URLは後述[参考ホームページ]⑥参照)。

ちなみに日本の現行の企業型確定拠出年金(DC)および個人型DCでは、毎月積立を行い、毎月積み立てられる金額(拠出限度額)が定められているが、2018年1月1日から「年1回以上、定期的」に積み立てを行えばよくなり、毎月の拠出限度額(月5.5万円)は無くなり、年間の限度額(年66万円)となる見込みである(2016年5月24日付で可決・成立した「**確定拠出年金法等の一部を改正する法律**」(URLは後述[参考ホームページ]⑦参照)。

積立NISAは2018年1月に開始で、投資可能期間は20年間、つまり平成49年/2037年末に制度終了が想定されている(p.1のイメージグラフも参照)。現行NISA(2014年1月開始)の投資可能期間は10年間、ジュニアNISA(2016年1月開始)は8年間で、共に積立NISAより早く、平成35年/2023年に制度が終了する(\*恒久化すれば終了しない)。

非課税投資総額は積立NISAが800万円、現行NISAが600万円、ジュニアNISAが400万円(\*継続管理)となる。

## ジュニアNISAと現行NISAのイメージ



(出所: 2015年度税制改正関連法、2016年12月8日発表の2017年度与党税制改正大綱等より三菱UFJ国際投信株式会社商品企画部が作成)  
 \*ジュニア NISA について詳細は2015年1月13日付日本版ISAの道 その86及び2015年1月19日付日本版ISAの道 その87参照。

先述した通り、年間投資上限額、非課税保有期間、投資可能期間も、現行 NISA、ジュニア NISA、積立 NISA の間で異なるため、わかりにくい(NISA の各制度の比較は前述のテーブル参照)。それも、2016年12月8日に公表された税制改正大綱でも、将来的な課題として「**少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する**」(下記参照)と盛り込まれたのであろう。これは「**当面は現行 NISA との選択制としているが、将来的には積立 NISA への一本化も検討する方針を明記した。**」(2016年12月8日付ブルームバーグ URL は後述[参考ホームページ]⑧参照)と報道されている通りである。

### 税制改正大綱詳細～投資対象は上場株式は除かれ公募株式投信のみ(信託期間は20年以上で非毎月分配型、分散投資～

以降では 2016年12月8日に公表された税制改正大綱の NISA に関する部分を引用、より詳細に見ていく。

制度の簡素化や税制によって政策的に支援すべき対象の明確化の観点から、複数の制度が並立する NISA の仕組みについて、少額からの積立・分散投資に適した制度への一本化を検討する。

<出所: 与党の平成 29 年度税制改正大綱 一 個人所得課税 2 金融・証券税制(1) ④ p.8 >

当該累積投資勘定には、累積投資に適した商品性を有するものとして次に掲げる事項が投資信託約款に記載されている**公募等株式投資信託**の受益権のみを受け入れること。

- a 信託契約期間の定めがないこと又は 20 年以上の信託契約期間が定められていること。
- b 収益の分配は、原則として信託の計算期間ごとに行うこととされており、かつ、月ごとに行うこととされていないこと。
- c 信託財産は、複数の銘柄の有価証券又は複数の種類の特定資産に対して**分散投資**をして運用を行い、かつ、一定の場合を除いてデリバティブ取引への投資による運用を行わないこと。
- d その他一定の事項

<出所: 与党の平成 29 年度税制改正大綱 一 個人所得課税 2 金融・証券税制(1) ① ハ(二) p.21 >

積立 NISA 口座では、長期の積立・投資に適した商品性を有するものとして、「公募等株式投資信託」に投資することとされている。現行 NISA やジュニア NISA で投資対象となっている「上場株式」は、積立 NISA では除外され、投資出来ない事となる。

「投資対象商品の詳細は、金融庁が金融機関と協議する」(2016年12月8日付ロイター～URLは後述[参考ホームページ]⑨参照)とされているが、税制大綱には積立 NISA に適合する商品として一定の要件(前頁 a～d、下線は筆者)が記載されており、これらが投資信託約款に記載されていない投信には投資出来ない。

a「信託契約期間の定めがないこと又は 20 年以上の信託契約期間が定められていること」だが、積立 NISA 向けの投信は、積立 NISA の投資期間が 20 年である事に合わせ、信託期間が 20 年以上または無期限のものとなる。これまで「新規設定の投資信託で、あらかじめ投信の運用が終了する日(満期償還日)を決めているものが増えている。…(略)…。無期限の投信を繰り上げ償還するには顧客の同意を得るなど手続きが煩雑だ。人気がなくなって残高が小さくなった投信でも運用を続けていることが多く、運用効率が悪化しがちという。償還日を決めれば、こうした問題は避けられる。」(2011年6月5日付日本経済新聞朝刊～URLは後述[参考ホームページ]⑩参照)と言われてきて、信託期間に期限のあるものが増え(\*10年が多い)、一部の投信で信託期間短期化が進んできたが、積立 NISA に適合する商品ではそれを見直す必要がある。

また積立 NISA では、毎月分配型の投信は除外される。上記 b「分配は、原則として信託の計算期間ごとに行うこととされており、かつ、月ごとに行うこととされていないこと。」とあるが、これは外国籍公募投信(\*NISA 可)で決算が年 1・2 回なのに分配を毎月行う投信も見られる為、それも除外すると言う事と思われる。

そして、上記 c「複数の銘柄の有価証券又は複数の種類の特定資産に対して分散投資をして運用」を行う投信である。金融庁は当初、「積立 NISA」の投資対象商品として「長期・分散投資に適した一定の投資商品に限定」とし、例として「バランス型ファンド、非毎月分配型ファンド等」と示していた。日本の投信の 4 割強を占める「非毎月分配型ファンド」は先述通り実現しているものの(後述※2)、「バランス型ファンド」については「複数の銘柄の有価証券又は複数の種類の特定資産に対して分散投資をして運用」を行う投信との表現にとどまっている。ここからは「バランス型ファンド」に限定される事なく、日経 225 連動型インデックス・ファンドなど、普通の株式ファンドも認められている様にも見える。

また、現行 NISA で投資対象となっている REIT について、REIT ファンドは積立 NISA でも投資可能の様に見えるが、REIT そのもの(J-REIT 等)は有価証券に投資しておらず(\*不動産に直接投資しており)、難しい様に見える。いずれにしろ、「投資対象商品の詳細は、金融庁が金融機関と協議する」(2016年12月8日付ロイター～URLは後述[参考ホームページ]⑨参照)と言う事なので、それを待ちたい。

※2: 金融庁要望ベースで、積立 NISA の対象商品とされた「バランス型」、「非毎月分配型」ファンドの規模…2016年11月末時点の純資産で、日本の「バランス型ファンド」は約 7.4 兆円と投信全体の約 12.1%、「非毎月分配型ファンド」は約 27 兆円と 45.3%である(バランス型ファンドはモーニングスターの大分類でアロケーション分類)。「バランス型の非毎月分配型ファンド」とした場合、先のバランス型ファンドには毎月分配するファンドが含まれ、非毎月分配型ファンドにはバランス型が含まれている為、これらを除いた約 4.8 兆円、投信全体のわずか 7.9%になる(投信全体は単位型及び ETF を除く公募追加型～MMF 等除く)。

## 現行 NISA の非課税期間終了時のロールオーバーが全額移管可へ(ジュニア NISA も)

ここからは積立 NISA の話ではなく現行 NISA の話である。現行 NISA の「2018 年/2019 年問題」が改善した。2014 年に NISA で投資した人の 5 年間の非課税期間が 2018 年に満了で、含み益のある場合、翌年の非課税枠へ移管(ロールオーバー)するにも現行では 120 万円までしか認められていなかったが、全額移管が可能となった(下記参照)。これはジュニア NISA についても同様で、非課税(継続)管理勘定へ移管して 20 歳になるまで保有する場合(現行 80 万円)も、20 歳以降に(現行/成人)NISA に移管する場合(現行 120 万円)も上限額がなくなり、全額移管出来る事となる。尚、非課税期間終了時点で、含み損のある場合、課税口座への払出し額が取得価額となるかどうかは書かれていない。

非課税口座に設けられた非課税管理勘定に、他の年分の非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から移管がされる上場株式等については、その移管により非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の価額(払出し時の金額)の上限額を撤廃する。

(注)上記②の改正については、未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置(ジュニア NISA)における非課税管理勘定又は継続管理勘定への上場株式等の移管についても同様とする。

<出所: 与党の平成 29 年度税制改正大綱 一 個人所得課税 2 金融・証券税制(1) ② p.22 >

以上、積立 NISA 創設を中心に、与党の税制改正大綱を見てきた。積立 NISA の創設が決まったものの、細部は想定事項もあり、筆者の推測も含まれるので、今後のガイドラインなど付加情報に注視していきたい。積立 NISA の創設、そして今後も続く NISA の改善が、今後の家計の安定的な資産形成につながる事、強く期待する。

以上

[参考ホームページ]

①2016 年 12 月 8 日(木)付公表の与党の平成 29 年度/2017 年度税制改正大綱…「<https://www.fca.org.uk/news/press-releases/fca-finds-weak-price-competition-some-areas-asset-management-sectors>」、

②金融庁の平成 29 年度/2017 年度与党税制改要望…「[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/tax\\_reform/outline/fy2017/request/fsa/index.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2017/request/fsa/index.htm)」、

③2016 年 12 月 2 日付時事通信「積立 NISA、非課税 10 年=年 60 万円が上限—政府・与党」…「<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20161202-00000105-jij-pol>」、

④2016 年 12 月 6 日付毎日新聞「積み立て NISA、年間上限 40 万円 非課税 20 年の方針」…「<http://mainichi.jp/articles/20161207/k00/00m/020/125000c>」、

⑤2016 年 10 月 3 日付日本版 ISA の道 その 158「NISA に関する主な税制改正要望の理解～2018 年問題対応、『長期・積立・分散投資』をすすめたい金融庁の積立 NISA(英国ではライフタイム ISA)、ジュニア NISA の引き出し年齢制限緩和、スイッチング可による投信の保有期間長期化～」…「[http://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_161003.pdf](http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_161003.pdf)」、

2016 年 9 月 5 日付日本版 ISA の道 その 155「税制改正要望で『積立 NISA 創設』や NISA 恒久化等!～『積立 NISA』の 20 年にわたる検証とバランス型ファンド・非毎月分配型ファンドの純資産・純設定推移～」…「[http://www.am.mufg.jp/text/oshirase\\_160905.pdf](http://www.am.mufg.jp/text/oshirase_160905.pdf)」、

- ⑥2016年10月21日付金融庁公表の「NISA 制度の効果検証結果」…  
「 <http://www.fsa.go.jp/policy/nisa/20161021-1/01.pdf> 」、
- ⑦2016年5月24日付で可決・成立した「確定拠出年金法等の一部を改正する法律」…  
「 <http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/189-46.pdf> 」、
- ⑧2016年12月8日付ブルームバーグ「配偶者控除は枠拡大で決着、半歩前進も遠い抜本改革—税制改正(1)」…「 <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2016-12-07/OHT2UU6K50Y201> 」、
- ⑨2016年12月8日付ロイター「積み立てNISA、年間投資上限40万円・非課税20年で開始＝金融庁」…  
「 <http://www.nikkei.com/article/DGXMZO10117510Q6A131C1000000/> 」、
- ⑩2011年6月5日(日)付日本経済新聞朝刊「満期設定の投信増える(くらしナビ)」…  
「 <http://www.nikkei.com/> 」。

## 本資料に関してご留意頂きたい事項

- 当資料は日本版ISA(少額投資非課税制度、愛称「NISA/ニーサ」)に関する考え方や情報提供を目的として、三菱UFJ国際投信が作成したものです。当資料は投資勧誘を目的とするものではありません。
- 当資料中の運用実績等に関するグラフ・数値等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮しておりませんので、投資者の皆様の実質的な投資成果を示すものではありません。市況の変動等により、方針通りの運用が行われない場合もあります。
- 当資料の内容は作成時点のものであり、将来予告なく変更されることがあります。
- 当資料は信頼できると判断した情報等に基づき作成しておりますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。
- 当資料に示す意見等は、特に断りのない限り当資料作成日現在の筆者の見解です。
- 投資信託は、預金等や保険契約とは異なり、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- 投資信託は値動きのある有価証券を投資対象としているため、当該資産の価格変動や為替相場の変動等により基準価額は変動します。従って投資元本が保証されているわけではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 投資信託は、販売会社がお申込みの取扱いを行い委託会社が運用を行います。
- 投資信託をご購入の場合は、販売会社よりお渡しする最新の投資信託説明書(交付目論見書)の内容を必ずご確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- クローズド期間のある投資信託は、クローズド期間中は換金の請求を受け付けることができませんのでご注意ください。
- 投資信託は、ご購入時・保有時・ご換金時に手数料等の費用をご負担いただく場合があります。